

大阪府新型コロナウイルス助け合い基金運営要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府新型コロナウイルス助け合い基金運営要綱（以下「要綱」という。）第6条に規定する基金等の活用について、必要な事項を定めるものとする。

(感謝状等の贈呈手続)

第2条 新型コロナウイルス感染症に関する医療及び療養に係る役務に従事する者（以下「従事者」という。）が業務を行う施設等（以下「施設等」という。）は、要綱第6条に規定する感謝状等の贈呈について、対象の従事者数を記載した別紙様式「新型コロナウイルス助け合い基金支援金について（申請）」（以下「申請書」という。）を、知事に対し、その定める期日までに提出するものとする。

2 前項で定める従事者については、別表で定める。

第3条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請書を審査し、申請内容に不備がないと認めたときは、感謝状を従事者に贈呈するものとする。

2 知事は、前項の場合において、感謝状と併せて別表に定める額を支援金として贈呈する。

第4条 知事は、別表の区分のうち、いずれかにより感謝状等を贈呈することとする。

第5条 知事は、当該申請書に不備があると認めるときは、施設等に対し、その修正を依頼することができる。この場合において、施設等は、不備の内容を確認し、別紙様式「新型コロナウイルス助け合い基金支援金の修正申請について」を、知事に対し、その定める期日までに提出するものとする。

第6条 要綱第6条第2号の支援金の贈呈は、次に掲げるもののうち、当該従事者が希望する方法によるものとする。

- (1) 株式会社クオカードが発行する「QUO カード」
- (2) 株式会社クオカードが提供する「QUO カード Pay」
- (3) (1) 及び (2)

(申請の根拠となる資料の保全等)

第7条 施設等は、第2条に定める申請の根拠となる勤務実績が記載された資料を申請後5年間保存するものとし、知事の求めがある場合は、これを提示しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めのないものについては、別に定める。

附 則

この要領は令和2年4月27日から施行する。

附 則

この要領は令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年9月15日から施行する。

附 則

この要領は令和2年12月23日から施行する。

(別表) 贈呈対象者

新型コロナウイルス感染症に関し、令和2年12月から令和3年3月までの間に、以下のいずれかの業務に従事した者。

区分 「大阪コロナ重症センター」において、以下の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者

区分	対象職種	贈呈額 (一人あたり)
ア	「大阪コロナ重症センター」の施設内において、常態として入院患者の医療業務に従事した医療職	(5日以上) 20万円 (5日未満) 5万円
イ	「大阪コロナ重症センター」の施設内において、薬剤業務など入院患者の治療に関連する業務に従事した医療職	5万円
ウ	「大阪コロナ重症センター」の施設内において、特殊清掃業務等感染防止装備を着用して行う業務に従事した者	3万円